

# 仕様書

## 1 件名

自動販売機設置場所の貸付け（神奈川県警察本部庁舎ほか30施設）

## 2 入札物件番号

3

## 3 機器の条件

- (1) 環境省が作成した「環境物品等の調達に関する基本方針(令和4年2月)」の「判断の基準」に基づいた調達を実施すること。
- (2) 各施設ごとの機器の設置場所に応じて、入札説明書別紙1「入札物件一覧表」の自動販売機個別条件により設置すること。
- (3) 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。
- (4) 千円紙幣が使用できること。
- (5) 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口など、ユニバーサルデザインに配慮した機器とすること。ただし、貸付面積によりユニバーサルデザイン仕様機器が設置できない場合には、施設管理者の判断に委ねること。

## 4 販売条件

- (1) 紙パック式の牛乳、ジュース類、乳飲料など。  
販売する商品は、施設管理者と協議すること。商品入替えの際も同様とする。
- (2) 標準販売価格（定価）より20円引き以上とすること。

## 5 安全対策に係る条件

- (1) 自動販売機を設置する際は、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。据え付ける場合は、日本産業規格（JIS）の据付基準又は清涼飲料自販機協議会作成の自動販売機据付規準を遵守し、転倒防止措置を講じること。  
また、固定方法等転倒防止措置については、施設管理者と協議すること。
- (2) 衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受け、遅滞なく当該県有施設の施設管理者にその許可証を明示すること。
- (3) 防犯  
偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めるとともに、また、屋内設置であっても一般社団法人日本自動販売システム機械工業会作成の自販機堅牢化基準を遵守し、犯罪防止に努めること。

## 6 自動販売機の設置及び管理運営

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 商品補充、廃棄物の搬出時間等については、施設管理者の指示に従うこと。
- (3) 商品の賞味期限及び消費期限に注意すること。
- (4) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、借主の責任において対応し、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明示すること。
- (5) 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックス

(ゴミ箱)を設置し、借主の責任で適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行うこと。また、販売数量に応じて貸付面積の範囲内で必要な回収ボックス(ゴミ箱)の増設を行うこと。

- (6) 自動販売機設置に伴う事故については、貸主の責に帰する事由による場合を除き、借主がその責を負うこと。
- (7) 商品等の盗難及び破損について、貸主の責に帰することが明らかな場合を除き、貸主はその責を負わない。
- (8) 借主は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- (9) 自動販売機及び回収ボックス(ゴミ箱)の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、借主が負担すること。
- (10) 借主は、落札した貸付料とは別途に、光熱水費を負担すること。この場合、借主は子メーター(計量法第16条により、検定証印又は基準適合証印が付されているものであって、この有効期限を経過していないもの)を設置すること。また、子メーターの使用有効期限が満了することのないよう適切に管理すること。
- (11) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の一部を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書を貸主に提出すること。

## 7 売上状況等の報告

本件貸付けに係る自販機の売上状況について、毎年4月30日までに前年度の各月の売上数量及び売上金額を当該県有施設の施設管理者あてに報告すること。

ただし、前記報告以外に随時に、前月までの売上について施設管理者が問い合わせた場合には、その都度速やかに回答すること。

## 8 その他

- (1) 自動販売機設置前に、施設管理者あてに設置しようとする機器(回収ボックス(ゴミ箱)を含む。)のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して当該県有施設の施設管理者の確認を受けなければならない。
- (3) 設置場所施設に係る工事や設備点検等、貸主の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。
- (4) この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度借主と貸主とで協議の上、定めるものとする。